

社発第 T-648 号

2020 年 3 月 9 日

貸借取引参加者
代表者 殿

日本証券金融株式会社
代表執行役社長 櫛田 誠希

民法（債権関係）の改正に伴う「貸借取引貸出規程」の一部改正について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、ご高承のとおり、2020 年 4 月 1 日付で民法（債権関係）の改正が実施されます。

これに伴い当社は、下記のとおり「貸借取引貸出規程」の一部改正を行うことといたしましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

1. 改正の内容 ・ ・ ・ 別紙

貸借取引貸出規程第 14 条第 5 項において、約定の成立した貸借取引または品貸取引につきましては、民法第 589 条の適用がないものとしているところ、これを民法第 587 条の 2 第 3 項の適用がないものと改めます。

2. 実施日

2020 年 4 月 1 日

以 上

「貸借取引貸出規程」の一部改正新旧対照表

下線部分が改正箇所

新	旧
<p>(貸付け等の通知等)</p> <p>第 14 条 (現行どおり)</p> <p>2～4 (現行どおり)</p> <p>5 前項により約定の成立した貸借取引または品貸取引については、<u>民法第 587 条の 2 第 3 項</u>の適用がないものとする。</p>	<p>(貸付け等の通知等)</p> <p>第 14 条 (省 略)</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>5 前項により約定の成立した貸借取引または品貸取引については、<u>民法第 589 条</u>の適用がないものとする。</p>
<p>付則</p> <p>この改正規定は、2020 年 4 月 1 日から実施する。</p>	